

## 第一種動物取扱業者の皆様へ

「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）が改正され、令和2年6月1日から施行されました。

### 【帳簿の備付けと定期報告の対象が拡大されました】

第一種動物取扱業者のうち、販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業の4種別がまとめて「動物販売業者等」と規定され、「帳簿の備付け」と「定期報告届出」が義務付けられました。

対象動物も、犬猫のみから動物取扱業者が対象とする動物全般に拡大されました。

#### <帳簿の備付け>

- 対象事業者：動物販売業者等（販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業）
- 対象動物：哺乳類、鳥類、爬虫類
- 記載方法：犬、猫⇒個体ごとに記載  
犬猫以外の哺乳類、鳥類、爬虫類⇒品種等ごとに記載
- 記載事項：別紙の「動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿に記載する内容について」のとおり。
- 保存期間：5年間

#### <定期報告届出>

- 対象事業者：動物販売業者等（販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業）
- 対象動物：哺乳類、鳥類、爬虫類
- 対象期間：年度内（4月から翌年3月まで）に取り扱う動物
- 届出事項：各月ごとの動物の種類ごとに所有数、販売（引渡し）数、死亡数等を記載
- 届出様式：様式第11の2
- 提出方法：登録先保健所まで郵送又は窓口に直接ご提出ください。
- 提出期間：翌年度の4月1日から5月30日まで

※犬猫以外で令和2年度に取り扱った動物数は、令和2年6月分から記入してください。

## 動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿に記載する内容について

動物販売業者等（販売、貸出し、展示、譲受飼養）が備え付けなければならない「動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿」の記載事項は以下の項目です。この項目を満たしていれば、様式は問いません。電磁的方法による保存も認められます。

犬猫：所有し、又は占有する個体ごとに記載します。

犬猫以外の動物：所有し、又は占有する動物の種類等ごとに記載します。

## 【必要な記載事項】

- ① 動物の品種等の名称
  - ② 動物の繁殖者の氏名（法人の場合は名称）及び登録番号（又は所在地）
    - \* 輸入された動物で、繁殖を行った者が不明な場合は、この動物を輸出した者の氏名（法人の場合は名称）及び所在地
    - \* 譲渡された動物で、繁殖を行った者が不明な場合は、この動物を譲渡した者の氏名（法人の場合は名称）及び所在地
    - \* 捕獲された動物は、この動物を捕獲した者の氏名（法人の場合は名称）、登録番号又は所在地及びこの動物を捕獲した場所
  - ③ 動物の生年月日
    - \* 輸入等をされた動物で、生年月日が不明な場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等
  - ④ 動物を所有した、又は占有した日
  - ⑤ 動物を動物販売業者等【ご自身】に販売した者又は譲渡した者の氏名（法人の場合は名称）及び登録番号（又は所在地）
  - ⑥ 動物を販売した、又は引渡した日
  - ⑦ 動物の販売又は引渡しの相手方の氏名（法人の場合は名称）及び登録番号（又は所在地）
  - ⑧ 動物の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
  - ⑨ (販売業者)動物の販売を行った者の氏名
  - ⑩ (販売業者)動物の販売に際しての情報提供【対面説明・現物確認】（法第 21 条の 4）及びこの情報提供についての顧客による確認（規則第 8 条第 6 号）の実施状況
  - ⑪ (貸出業者)動物の貸出しに際しての情報提供の実施状況（規則第 8 条 8 号）並びに動物の貸出しの目的及び期間
  - ⑫ 動物が死亡した日
  - ⑬ 動物の死亡の原因
- } 動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡した場合